

行政への渉外活動実施報告について

一体的な実施において、地域を担当する医療専門職に理学療法士等が記載されたことについては、都道府県や市町村に十分に伝わっていないため、まずは都道府県、市町村または広域連合への渉外活動を重点的に行うことが重要です。

今回の取組みは、一体的な実施の推進を行うにあたり、日ごろの都道府県及び市町村との関係性のもと、事業を受託できるよう取り組むとともに、より関係性を深め、さらに連携する市町村を拡大することを期待しています。

都道府県、市町村、または広域連合に以下の点をご確認のうえ、下記の回答をご記載ください。

- 現在の事業の継続性について、行政側はどのように考えていますか？
- 委託事業費の方向性をどのように考えられていますか？
- 2020年度に委託を受ける市町村は決まっていますか？

※ 現在の行政機関との関係性については都道府県によって様々であることから、どの行政機関に確認をするかについては問いません。

- 回答は下記 URL から行ってください。

<https://forms.gle/dalFRQJ496tnLpei8>

- 回答締切 令和2年6月末日まで

<本件のお問い合わせ先>

公益社団法人日本理学療法士協会 職能課

電話：03-6804-1440 (職能課・生涯学習課直通)

担当：石田、佐々木 shokuno@japanpt.or.jp

参考) WEB 回答質問内容

1. 都道府県名を記入してください。
2. 一体的な実施に係る行政への渉外活動の実施の有無をお答えください。
 - 実行した
 - 実行困難であった
3. 実行困難であった場合、その理由をご記載ください。
(広域支援センターが事業を管轄していることから都道府県士会の関与が困難など)
4. 都道府県に渉外活動を行った方は、担当課名と渉外活動を行った者(会長、担当理事、担当部長等)をご記載ください。
5. 市区町村に渉外活動を行った方は、市区町村名、担当課名と渉外活動を行った者(担当理事、担当部長、市町村担当会員等)をご記載ください。
6. 広域連合に渉外活動を行った方は、渉外活動を行った者をご記載ください。
7. 現在の事業の継続性について、行政側はどのように考えていたか、回答をご記載ください。
8. 委託事業費の方向性を、行政側かどのように考えていたか、回答をご記載ください。
9. 2020年度に委託を受ける市町村は決まっていたか、行政側の回答をご記載ください。

一体的な実施に係る Q&A

問Ⅰ 行政への渉外活動を急ぐ理由は何か。

(答)

3月末に厚生労働省保険局高齢者医療課から都道府県及び広域連合宛てに「令和2年度の後期高齢者医療制度の特別調整交付金の交付基準」(理学療法士等が明記されたもの)が発出されるに至っています。

一方で、2019年7月5日の通知及び10月25日ガイドラインを参考に、広域連合の広域計画と市町村の基本的な方針が作成されており、理学療法士等が記載されたことについては、都道府県や市町村に十分に伝わっていないため、都道府県士会においては、まずは都道府県、広域連合と市町村渉外活動を重点的に行うことが重要です。

また、経費は広域連合が交付し、日常圏域ごとに医療専門職の配置等に要する費用(委託事業費)を交付することになっていることから、早急に理学療法士の活動を可視化し効果的な活用方法を啓発する必要があります(詳しくは一体的な実施の手引きのⅢ.小括をご参照ください)。

問Ⅱ 行政に確認をする質問事項のうち「現在の事業の継続性について、行政側はどのように考えていますか?」を確認する意図は何か。

(答)

市町村は、これまで実施をしてきた介護の地域支援事業と、国保の保健事業との一体的な取組を実施することから、地域支援事業を継続するにあたり、都道府県、市町村では担当所管部署の変更はあるのか、委託をする専門職に変更はあるのか等、これまでの事業の進め方から変更をする点などが無いかなどを確認することを目的としています。

(例) データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善等

問Ⅲ 行政に確認をする質問事項のうち「委託事業費の方向性をどのように考えられていますか？」を確認する意図は何か。

(答)

一体的な実施にあたり、経費は広域連合が交付し、日常圏域ごとに医療専門職の配置等に要する費用（委託事業費）を交付することになっていることから、保健師、管理栄養士、歯科衛生士に加え、理学療法士等の配置に要する費用の確保は出来ているのか等について確認することを目的としています。

問Ⅳ 行政に確認をする質問事項のうち「2020 年度に委託を受ける市町村は決まっていますか？」を確認する意図は何か。

(答)

例えばある県では、「令和 2 年 4 月より 7 市町村、令和 3 年からは 20 市町村で、一体的実施関する事業を開始予定としており、来年度から実施する市町村は既存の事業を元に実施することになっている市町村が多い」などの状況があることから、令和 2 年度にはどの市町村で一体的な実施に関する事業を開始するのかについて確認することを目的としています。

問Ⅴ 都道府県土会に体制整備等を中長期的に求めているが、どの程度の期間で体制を整備することを求めているのか。

(答)

一体的な実施に関する事業は、2024 年までにすべての市町村において実施を展開することとされています。都道府県によりこれまでの取り組み状況は様々であることから、2024 年までの展開を踏まえ、これまでの都道府県及び市町村との関係性のもと、新たな体制の整備によって段階的に事業を受託できるよう取り組むとともに、より関係性を深め、さらに連携する市町村を拡大し、事業実施の均霑化をはかることを期待しています。

なお、作業療法士協会および言語聴覚士会と連携し、リハビリテーション専門職団体協議会として活動を行う体制などについては、これまでの体制を維持しつつ、事業を展開してください。

問Ⅵ コロナウィルス感染拡大が懸念されるこの時期に、渉外活動を行うことは差し控えるべきではないか。

(答)

感染状況やその対応等については都道府県により様々であり、感染拡大の防止に努めることは重要であることから、都道府県の状況や判断に応じて、電話やメール等により渉外活動を行うなど、弾力的に実施してください。